

市制施行37周年記念式典 市政発展の功労者を表彰

海老名市市制施行37周年記念式典が、11月1日市役所で行われ、市政の発展に尽くされた方が表彰されました(功労表彰4人、一般表彰20人、感謝状43人・5団体)。氏名・名称と功績は次のとおりです(敬称略・順不同)。



▲功労表彰を受ける矢野氏

○功労表彰 【自治振興】▽矢野眸(杉久保)、高橋進(同)、今井和雄(門沢橋)、白神多恵子(国分北)：市議会議員

○一般表彰 【自治振興】▽橋川芳夫(国分寺台)、三谷裕美子(上今泉)、渡部美憲(中央)：市議會議員

▽志村憲一(東柏ヶ谷)：市都市計画審議会委員

【教育振興】▽折本清和(国分寺台)：市青少年指導嘱託員

▽清水登美子(故人・社家)：市社会教育委員

【福祉振興】▽石室照子(下今泉)、森田道子(国分北)、澤木雪江(さつき町)、森川紀子(国分寺台)、武藤美知子(国分南)、山本稔子(杉久保)、池亀喜美子(国分南)、高橋ふさ(上今泉)、飯田ひさこ(国分北)、民實農夫男(大谷北)：市民生嘱託員兼児童嘱託員

【地域医療】▽船越俊男(さつき町)：市立学校医

・市生活保護法嘱託医

【交通安全】▽渡邊貞夫(国分北)：市交通指導員

【文化振興】▽小久保恭子(国分北)：市文化会館運営審議会委員

【消防行政】▽木内修(杉久保)：市消防団団長

同副団長

○感謝状 【教育振興】▽森川紀子(国分寺台)：市青少年相談センター運営協議会委員

▽石田多枝子(町田市)：市青少年相談センター主任相談員

▽田中貴一(東柏ヶ谷)：市青少年相談センター補導員

▽亀川軍勇(国分寺台)、田中新一(上今泉)、渡邊修生(柏ヶ谷)、霜村忠(東柏ヶ谷)、安藤壯吾(社家)、柳田信英(杉久保)、小林勉(門沢橋)：市青少年指導嘱託員

【福祉振興】▽田口春代(国分北)、渡邊貞夫(同)、金川京子(望地)、安達京子(上今泉)、飯島三恵子(中新田)、千葉一人(東柏ヶ谷)、平井智子(国分寺台)、大沢和夫(同)、溝口ヒサ(勝瀬)、小田原敏明(中河内)、一杉敏登(杉久保)、小池和男(東柏ヶ谷)、吉岡操子(国分南)、梅田ひろ子(同)、小平恭子(上今泉)、竹内リツ子(柏ヶ谷)、田村陽子(東柏ヶ谷)、海谷則夫(同)、菅原安子(浜田町)、金井宥子(国分寺台)、眞形衛(中新田)、山崎洋一(河原口)、入江重男(上郷)、入澤夏(中野)、榎秋義裕(今里)、荒井勇吉(杉久保)、二見郁子(門沢橋)、加藤淳子(杉久保)、米山恵(社家)：市民生嘱託員兼児童

統計グラフコンクール入賞作品決まる

12/15(8)に全作品を展示

市内小中学生から募集した「平成20年度海老名市統計グラフコンクール」(応募33点)の、市長賞・教育長賞が、次のとおり決まりました(敬称略)。

小学校1・2年生の部
▽市長賞 朝倉智香(社家1年)「あおむしちようちよになれるかな?」▽教育長賞 濱久保篤(海老名2年)「みんなおにぎりながすき?」

小学校3・4年生の部
▽市長賞 長谷川穂佳(東柏ヶ谷4年)「わたしの家は地球にやさしい?」

小学校5・6年生の部
▽市長賞 根本奈津美(海老名5年)「STO P!地球温暖化」▽教育長賞 坂田風馬(杉本6年)「体を動かそう!あなたの運動量は十分ですか?」

※中学校の部は該当なし。

◇県コンクールで市内の2作品が入賞
また、応募全作品は県統計グラフコンクールで展示

なお、応募全作品と県統計グラフコンクールの入賞作品(他市町村分を含む)を展示します。

▽日時 12月1日(日)8日(初日は12時から)17時30分(初日は12時から)17時30分(初日は12時から)17時30分(初日は12時から)17時30分

▽会場 市役所1階エントランスホール。

▽行政経営課(☎235・4698)。

12/13 えびな環境フォーラム開催

市民・事業者・行政の活動を紹介します

市では、市民・事業者・行政が環境への意識を高め、三者が協働で環境問題に取り組むため、それぞれの環境活動を紹介する「えびな環境フォーラム」を次のとおり開催します。

▽日時 12月13日(日)9時～16時

▽会場 市役所1階エントランスホール・401会議室・7階会議室、附属棟会議室 催事広場ほか

▽内容

(1)事前申し込みが必要な催し(会場はいずれも401会議室)

①家庭の省エネルギー講座

▽講師 消費生活アドバイザー・コンサルタント

▽時間 10時～11時

▽定員 先着100人

②保育園、市内小中学校および高校の環境教育活動発表

▽時間 13時～13時50分

▽定員 先着230人

③講演会「地球にやさしい街づくり」

▽講師 山形弁マルチタレント、ダニエル・カール氏

▽時間 14時～15時30分

▽定員 先着230人

④参加体験コーナー

環境クイズ、リサイクル工作教室、幼児向けの歌、大型紙芝居、絵本の読み聞かせ、エコドライブ体験走行など。

▽環境保全課(☎235・4912)。

をお知らせください。

(2)申し込み不要の催し

①市民団体・市内事業者の環境活動、地域貢献活動の展示

②「地球にやさしい家庭づくり」優秀作品展示(小学生の省エネ行動・コンテスト・川柳など)、省エネ機器、電気自動車等の展示

③参加体験コーナー

環境クイズ、リサイクル工作教室、幼児向けの歌、大型紙芝居、絵本の読み聞かせ、エコドライブ体験走行など。

▽環境保全課(☎235・4912)。

住宅用火災警報器

23年5月末までに設置を

平成18年6月から、市火災予防条例に基づき、すべての住宅に火災警報器の設置が義務付けられました。既存の住宅は、23年5月31日までに設置しなければなりません。

住宅用火災警報器とは、火災による煙または熱を感じて、火災の発生を警報音などで知らせてくれる機器です。

設置場所は、市火災予防条例に定める、寝室や階段等です。なお、自動火災報知設備やスプリンクラー設備が設置されている部屋には設置の必要はありません(詳しくはお問い合わせください)。

住宅火災による死者の約半数が逃げ遅れによるものです。大切な命を守るため、早期に住宅用火災警報器を設置してください。

◆悪質な訪問販売に注意

住宅用火災警報器の取り付けには、特別な資格は不要です。また市(消防本部)では、住宅用火災警報器の販売あつせんは一切行っておりません。悪質な訪問販売にご注意ください。

気をつけて!悪質な訪問販売

- ①主な手口
- 法律で設置が義務になったので、早急に取り付けなければいけないと迫る
 - 「消防署、市役所から来た」または「許可を得た」などと言う
 - 強引に家に入ろうとする
 - 「回覧板でお知らせ済み。地域の全戸に取り付けに回っている」などと言って心理的に追い込む
- ②対策
- 自分の家にはどの個所に設置する必要があるのかあらかじめ知っておく
 - 承諾を得ず点検を始めるなど、「怪しい」と感じたらその場で断る
 - 口車に乗せられて、即決・契約しない
 - 価格が高すぎたり、安すぎたりするのはおかしいと疑う
 - 「設置しないと罰金」という言葉に動揺しない(罰金はありませぬ)

◆困ったときは消費生活センターへご相談を

不適正な訪問販売で購入、契約してしまった場合は、クーリング・オフ制度(購入または契約から一定期間)住宅用火災警報器の訪問販売は8日間無条件で契約を解除できる制度を適用できます。市消費生活センター(☎292・1000)へご相談ください。

▽消防本部予防課(☎231・0948)。



▽長谷川穂佳さんの作品

▽濱久保篤さんの作品

▽朝倉智香さんの作品

▽坂田風馬さんの作品

▽根本奈津美さんの作品

▽小澤佑果さんの作品

▽有浦梨花さんの作品

☎(=問い合わせ先)の電話番号は各部署への直通電話の番号です